

令和4年広審第20号

裁 決

漁船A漁船B衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

受 審 人 b

職 名 B船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官川西篤史出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

受審人 b を戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の日時時刻及び場所

令和3年9月10日13時30分

愛媛県野忽那島南東方沖合

2 船舶の要目

船 種 船 名 漁船A

漁船B

総 ト ン 数	4.9トン	1.5トン
登 録 長	12.00メートル	8.84メートル
機 関 の 種 類	ディーゼル機関	ディーゼル機関
出 力		121キロワット
漁船法馬力数	48キロワット	

3 事実の経過

Aは、船体中央部に操舵室、後部甲板に幹糸巻上げ用ドラム等を設け、同室前部中央付近に自動操舵装置、同室左舷側に魚群探知機兼用のGPSプロッター、同室右舷側に舵輪及び機関遠隔操縦装置を備えたFRP製漁船で、a受審人ほか1人が乗り組み、こぎ釣り漁に従事する目的で、船首1.0メートル船尾1.8メートルの喫水をもって、令和3年9月10日06時00分愛媛県松山港高浜地区を発し、野忽那島北方沖合の漁場に向かった。

a受審人は、06時30分頃漁場に到着し、33個の釣針を取り付けた長さ約70メートルの幹糸を海中に投入してこれを引き、さわら等を漁獲するこぎ釣りを繰り返し、12時30分野忽那島灯台北方1.4海里付近を発進して帰航の途に就いた。

a受審人は、操舵室で手動操舵に当たりながら松山港高浜地区の方向を一見し、他船を認めなかったため、13時25分野忽那島灯台から037.5度（真方位、以下同じ。）1,300メートルの地点で、同地区に向けて針路を178度に定めて自動操舵に切り替え、機関を回転数毎分2,200にかけ、13.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で進行した。

a受審人は、針路を定めた後、後部甲板に移動して漁具の片付けを始め、13時28分野忽那島灯台から101度840メートルの地点に至ったとき、正船首800メートルのところにBを視認することが

でき、同船がほとんど移動しないことから漂流中であることが分かり、その後Bに向首して衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、漁具の片付けに気をとられ、見張りを十分に行わなかったため、同船の存在にも、この状況にも気付かなかった。

こうして、a受審人は、Bを避けることなく続航中、13時30分野忽那島灯台から139度1,300メートルの地点において、Aは、原針路及び原速力のまま、その船首部が、Bの左舷船尾部に後方から38度の角度で衝突した。

当時、天候は晴れで風力1の南東風が吹き、潮候は下げ潮の中央期にあたり、視界は良好であった。

また、Bは、後部を開放した操舵室を船体中央船尾寄りに、同室前部下方に船室を設け、操舵室前部中央付近に舵輪、同部右舷側に機関遠隔操縦装置を備えた、一本釣り漁業に従事するFRP製漁船で、b受審人が1人で乗り組み、操業の目的で、船首0.8メートル船尾1.4メートルの喫水をもって、有効な音響による信号を行うことができる手段を講じないまま、同日11時30分愛媛県磯河内漁港を発し、野忽那島南方沖合の漁場に向かった。

b受審人は、11時45分漁場に到着し、機関を中立運転として船尾マストに青色のスペンカーを展開し、12時00分釣り糸を海中に投入して流し釣りを始め、その後は潮上りを繰り返しながら操業を続けた。

b受審人は、13時25分衝突地点付近で潮上りを終え、機関を中立運転として漂流を始め、船尾甲板に置いたクーラーボックスに腰を掛け、右舷方を向いて流し釣りを再開した。

b受審人は、13時28分衝突地点で、140度に向首して漂流していたとき、左舷船尾38度800メートルのところ自船に向首し

て衝突のおそれのある態勢で接近するAを視認することができたが、航行中の他船が漂泊中の自船を避けるものと思い、見張りを十分に行わなかったため、Aに気付かず、自船を避けないまま接近するAに対し、避航を促す音響信号を行うことなく流し釣りを続けた。

b受審人は、13時29分半頃左舷船尾方約200メートルにAを初めて視認したが、同船が漂泊中の自船を避けるものと見込み、機関を用いて移動するなど、衝突を避けるための措置をとることなく視線を釣り糸に戻して漂泊中、機関音を聞いて至近に迫ったAに気付いたものの、どうすることもできず、Bは、140度に向首したまま、前示のとおり衝突した。

衝突の結果、Aは、右舷船首部の擦過傷等を生じ、Bは、操舵室左舷側壁及び同側壁窓ガラスの破損、オーニング用支柱の曲損等を生じたが、後に修理された。

(航法の適用)

本件は、野忽那島南東方沖合において、航行中のAと漂泊中のBとが衝突したものであり、衝突地点付近は特別法である海上交通安全法の適用海域であるが、同法には本件に適用すべき航法規定がないので、一般法である海上衝突予防法によって律することとなり、同法にも本件に適用される定型的航法の規定がないので、海上衝突予防法第38条及び第39条の船員の常務によって律するのが相当である。

(原因及び受審人の行為)

本件衝突は、野忽那島南東方沖合において、航行中のAが、見張り不十分で、漂泊中のBを避けなかったことによって発生したが、Bが、見張り不十分で、避航を促す音響信号を行わず、衝突を避けるための措置

をとらなかつたことも一因をなすものである。

a 受審人は、野忽那島南東方沖合において、帰航のため、松山港高浜地区に向けて航行する場合、前路の他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があつた。しかるに、同人は、漁具の片付けに気をとられ、見張りを十分に行わなかつた職務上の過失により、前路で漂泊中のBに気付かず、同船を避けないまま進行して衝突を招き、A、B両船にそれぞれ損傷を生じさせるに至つた。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

b 受審人は、野忽那島南東方沖合において、操業しながら漂泊する場合、接近する他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があつた。しかるに、同人は、航行中の他船が漂泊中の自船を避けるものと思ひ、見張りを十分に行わなかつた職務上の過失により、自船に向首して衝突のおそれのある態勢で接近するAに気付かず、同船に対して避航を促す音響信号を行わず、更に接近しても衝突を避けるための措置をとらないまま漂泊を続けてAとの衝突を招き、同船及びB両船にそれぞれ損傷を生じさせるに至つた。

以上のb受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よつて主文のとおり裁決する。

令和5年2月16日

広島地方海難審判所

審判官 濱 田 真 人